



2 健保第 7247 号

令和 3 年 3 月 8 日

一般社団法人 久留米医師会
一般社団法人 小郡三井医師会
一般社団法人 大川三潞医師会
一般社団法人 浮羽医師会
一般社団法人 久留米歯科医師会
社団法人 大川三潞歯科医師会
一般社団法人 浮羽歯科医師会
一般社団法人 久留米三井薬剤師会
大川三潞薬剤師会
浮羽薬剤師会

御中

久留米市長 大 久 保 勉
(健康福祉部 健康保険課)

令和 2 年 7 月豪雨にかかる被災者の一部負担金の免除期間の延長について

日頃より、久留米市国民健康保険事業・福岡県後期高齢者医療制度の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり、被災された久留米市国民健康保険及び福岡県後期高齢者医療制度の被保険者への一部負担金免除措置を延長することとなりました。

つきましては、会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先 久留米市健康福祉部健康保険課
担当：荘野、山川、田村
電話：0942-30-9029
FAX：0942-30-9751

令和 2 年 7 月豪雨災害に係る
久留米市国保・後期高齢者医療被保険者の一部負担金の免除期間の延長について

このことについて、久留米市および福岡県後期高齢者医療広域連合は、床上浸水等の被災者の一部負担金の徴収猶予・免除措置を下記のとおり延長いたします。

医療機関・薬局の皆様には大変お手数をおかけしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1 延長期間

【久留米市国保の方】

【福岡県後期高齢者制度で久留米市に住所がある方】

令和3年3月1日から令和3年6月30日まで

(期間が再延長される場合は改めてお知らせいたします。)

2 すでに免除措置を受けている方（免除申請を行われた方）への対応

久留米市および福岡県後期高齢者医療広域連合は、既に免除措置を受けている方に対して、上記延長期間を記載した免除証明書を交付しております。（このことについて、新たなお手続きは必要ございません。）

医療機関・薬局の皆様には、受診者の免除証明書をご確認いただきますようお願いいたします。

3 免除措置を受けていない（免除申請をされていない）被災者への対応

令和3年1月以降に、一部負担金の免除を受けるためには、窓口で保険証と免除証明書の両方の提示を求める取り扱いとなっております。（被災の申告のみでの免除は令和2年12月末まで）久留米市国保・福岡県後期高齢者医療制度の被保険者で、床上浸水（注：床下浸水は免除対象外）の被害に遭われた方で免除証明書申請をされていない方については、市の窓口で免除の申請が必要になることをお伝えください。

＜この件についてのお問い合わせ先＞

久留米市健康福祉部健康保険課

給付チーム 担当：荘野、山川、田村

TEL：0942-30-9029

FAX：0942-30-9751